

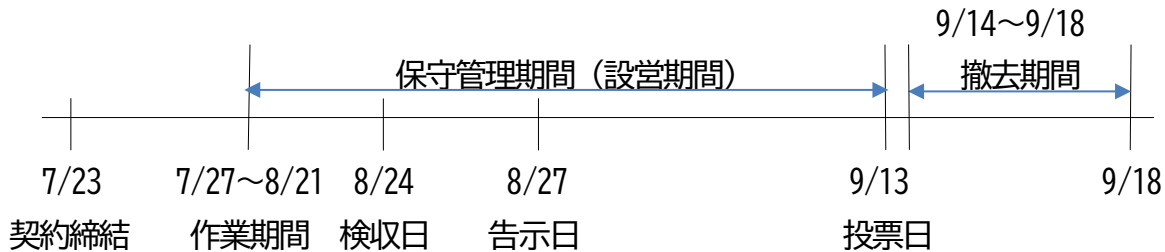
選挙ポスター公営掲示場設営等業務委託仕様書

標記の件にかかる業務の仕様は次のとおりとする。

1. 委託業務名 第15回沖縄県知事選挙・ポスター公営掲示場設営等業務委託
2. 業務概要 選挙ポスター公営掲示場（以下、「ポスター掲示場」という。）の作製、設営、補修・補強・移設設営後の維持管理及び撤去等の業務を行う。業務に伴う資材、人員、写真、資材等保管、車両等の一切の経費は受託者の負担とする。
3. ポスター掲示場仕様（材質等）
 - ① ポスター掲示場の掲示板（ボード部）はアルミ製とする。（厚さ2mm程度）
 - ② 強風雨への耐久性及び耐水性があり、歪曲、割れ、印刷のかすれ等が発生しないこと。
 - ③ 表面は白色であること。また、のり、接着剤、両面テープでボード部分に確実にポスターの貼り付けができるものであること。
 - ④ 段の数は2段とする。
4. ポスター掲示場の支柱は原則2本とするが、設営場所によっては4本必要な場合もある。
5. ポスター掲示場の数は、市内全域で106箇所である。その設営場所は、別添「ポスター掲示場設営場所」のとおりとする。ただし委託者の指示により、設営場所を変更する場合もある。
6. ポスター掲示場における掲示板の区画数及び規格等については次のとおりとする。
 - ① 区画数は8区画とする。
 - ② 規格等は「ポスター掲示場設営方法図」のとおりとする。ただし、区画数及び規格等については沖縄県選挙管理委員会の指示等にもとづき、変更する場合もある。
7. 表示欄（注意書き）の印字又は印刷による表示は、委託内容に含むものとする。また、区画線、区画番号の色は黒色で印刷するものとし、表示欄（注意書き）を含め字体はすべてUDフォントのゴシック体とする。それら字体の表示に要する費用については受託者の負担とする。
8. 各区画の内寸（区画線部分を除いた白地部分の寸法）は「縦45cm×横45cm」以上を確保し、区画線は1cm幅とする。
9. 業務の履行期間は、契約締結の日から選挙期日の5日後までとする。但し、設営期間は、契約締結から告示日の1週間前までとする。また検収日は設営完了の翌日とし、保守管理期間は選挙当日までとし撤去期間は、選挙期日後5日間とする。

10. ポスター掲示場設営及び撤去スケジュール（告示日及び投票日以外は予定である）

※ 告示日：8月27日（木）・投票日：9月13日（日）



11. 設営業務開始までに全設営箇所の事前の現地調査を完了させること。完了次第直ちに文書（様式任意）でその旨を報告すること。その際、設営予定箇所に障害や疑義等がある場合は直ちに担当者に連絡すること。
12. 受託者は、設営場所において、植栽帯やガードレール等を毀損してはならない。万が一毀損させた場合は、受託者の責任と負担により原状回復を行うこと。
13. 設営する際、所有者等とトラブルを起こさないこと。所有者等のうち官公署及び民間の所有者等からは設営の許可を得ているが、何らかのクレームがあった場合は法の定めに基づき設営の協力義務があることを説明し、丁寧に対応すること。
14. 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由に基づく紛争は、いかなる場合でも委託者にその影響を及ぼしてはならない。
15. 暴風雨・強風雨に耐えうるようボード部分と支柱等への固定は確実に行うこと。
16. 受託者は、作業の安全管理に万全を期すこと。特に、作業員の生命、身体に危険の及ぶ行為は絶対にしてはならない。
17. 受託者は、道路の通行の妨げとなる行為や長時間の路上駐車をしてはならない。作業の必要上やむを得ず一時的に停車する場合は、交通安全を確保するため必要な措置を図ること。
18. 受託者は「① 設営業務完了後」と「② 撤去業務完了後」の2時点における各設営場所の現況写真をデジタルカメラにより撮影し、紙ベースとデータ（CD-R）により提出すること。①については、設営場所の種別ごとにどのように設営（固定）したか判別できる写真も添付すること。撮影した写真は、①については検収期間までに、②については撤去完了後、報告の準備ができ次第速やかに浦添市選挙管理委員会に対して提出すること。なお、①②共に完了届を添えること。
19. 受託者は、保守管理期間中、全てのポスター掲示場を定期的に巡回し、常に注意義務を負うこと。この場合、委託者は受託者に対し巡回の報告を求める場合があり、保守管理期間中のポスター掲示場に破損、損壊等が生じた場合は、契約の定めにもとづき速やかに修復すること。

20. 受託者は撤去期間中に速やかにポスター掲示場を撤去し、作業終了後検査を受けること。
21. 撤去作業の際は、設営した部材及び掲示されたポスター等を全て回収し、現場を確実に元の状態に回復すること。なお、撤去物は受託者の責により処分すること。
22. 道路占用許可証及び道路使用許可証の許可条件を遵守すること。
23. 施工上の瑕疵により損害等を与えた場合は、受託者の責と負担とする。
24. 立候補予定者の動向により区画数、規格等に変更が生じることもあり得るものとする。その場合は受託者が見積書等を提出し、適切な金額により変更契約を行うこととする。
25. 受託者は、各ポスター掲示場を設営する際に台風等の接近及び自然災害等により2次災害が起きる恐れがある箇所を事前に把握しておき、委託者に通知するものとする。また自然災害等により実際に撤去及び再設営をする場合の費用は、別途協議を行うものとする。
26. 設営後から撤去完了までの間に発生する天災・事故等によるボード等の破損や歪み等による取り替え・補修・補強等の保守点検管理、設営場所の移動や設営方法の変更等について、委託者からの指示に従い直ちに出勤し対応すること。この場合、委託者からの指示後1時間以内に現場に到着すること。
27. 項番26の場合に備え、あらかじめ受託者は現場責任者や緊急連絡先等について、その体制を確立しておくとともに委託者に対して文書で提出すること。
28. 本業務委託における支払条件については、撤去完了後の完了払いとする。
29. その他ポスター掲示場の設営、管理及び撤去処分に関して疑義が生じた場合、受託者は委託者と互いに連絡を取り合いながら調整することとする。